

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三三番一地先まで	加須市北大桑字宮下五一六番三 地先から同市南大桑字川面三七	区 間
四三・二〇	二七・八六	敷地の幅員 (メートル)
一一〇〇・〇〇		延長 (メートル)
予定区域の一部変更である。	平成二十二年七月三十日付け行田県 土整備事務所長告示第十二号の道路	備 考